

訪問看護医療情報連携加算について

訪問看護ステーションのるんでは厚生労働省の指針に基づきＩＣＴ（情報通信技術）を活用した診療情報等の連携体制を整え、質の高い訪問看護サービスを提供しております

- 1.当ステーションではＭＣＳ（医療介護専用コミュニケーションツール）を用いて訪問診療医や他の医療・介護関係職種と常時共有・確認できる体制を構築しています
- 2.医療関係職種等により記録された利用者様の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、訪問看護を行った際の情報等について記録し、医療関係職種等に共有することについて、利用者様からの同意を得ています
- 3.医療・介護関係者間で共有される情報は、個人情報保護法および厚生労働省のガイドラインに基づき、適切に管理・保護しております
- 4.上記の体制を整え、情報連携を積極的に推進している訪問看護ステーションとして、訪問看護医療情報連携加算をR8.6より算定いたします